

平成18年度第1回ジフェニルアルシン酸に係る
健康影響等についての臨床検討会の結果について

平成18年6月7日(水)
環境省環境保健部環境安全課環境リスク評価室
直 通 03 - 5521 - 8262
室 長 北窓 隆子(内線 6340)
室長補佐 中村 邦彦(内線 6344)
室長補佐 古元 重和(内線 6337)
係 長 長谷川 学(内線 6343)

環境省では、ジフェニルアルシン酸に係る健康影響等について、臨床医学等の見地から総合的に検討を行うため、標記検討会を開催し、茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業について、今回新たに6名を対象とし、1名を対象外とする、健康管理調査(著しく有機ヒ素化合物に暴露したと認められる住民を対象とした、臨床医学的な調査研究を含めた、健康状態等に係る調査を行うもの。)の継続が必要である、とのご意見をいただきました。

1. 緊急措置事業の状況について

本で行われた臨床検討会の検討結果を踏まえ、「茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業」について、今回新たに6人の申請者をこの事業の対象として確認し、1人を対象外として確認しました。現在のところ、緊急措置事業の対象者は、152人となっております。

申請者数	552人 ^{注1}	<+ 5人> ^{注2}
医療手帳交付者	152人	<+ 6人>
検査・審査中の者	4人	<- 2人>
交付対象外者	396人	<+ 1人>

<注1は、5/31までの累計>

<注2は、前回検討会よりの増減>

2. 健康管理調査の継続について

臨床検討会において、医学的観点から健康管理調査の継続が必要であるのご意見をいただきました。これをふまえ、環境省は平成18年7月以降も健康管理調査を継続することとしました。

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物に係る環境汚染及び健康被害に係る緊急措置

< 趣旨 >

神栖市における有機ヒ素化合物(ジフェニルアルシン酸)の曝露が確認できる者に対し、健康診査を行うとともに、医療費等を給付することにより、治療を促すことを通じて、当該者に係る症候及び病態の解明を図り、もってその健康不安の解消等に資する。

< 対象者 >

有機ヒ素化合物汚染井戸水飲用住宅への居住要件を満たし、毛髪・爪検査等により曝露が確認された者

} 専門家による検討会
(環境省)の審査を経て
確認

< 実施状況 >

・申請受付開始日
平成15年6月30日

・申請者数等
(平成18年6月7日現在)
申請者 552名
医療手帳対象者 152名
うち健康管理調査対象者 30名
申請棄却者 396名
分析調査中等 4名

・臨床検討会の開催状況
平成17年度
第1回... 5月10日
第2回... 11月1日
第3回... 3月29日
平成18年度
第1回... 6月7日
(平成15年度は9回、平成16年度は4回開催)

< 給付内容 >

有機ヒ素化合物への曝露
が確認された者
医療手帳の交付

- ・医療費(自己負担分を公費負担)
- ・療養手当(通院:月15,000円、
入院:月25,000円)(併給なし)
- ・健康診査(年1回)(公費負担)

者 い 特 井 戸 水 の 飲 用	な し 入 院 歴	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理調査費用*(月20,000円)【3年間】 ・健康管理調査協力金(300,000円)【初年度当初】
	あ り 入 院 歴	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理調査費用*(月20,000円)【3年間】 ・健康管理調査協力金(700,000円)【初年度当初】

↑ 健康管理調査の実施(健康状態等に係る報告票の提出による調査を3年間実施、病歴、治療歴等の調査を初年度に実施)

*当初3年間実施とされていたが、平成18年度第1回臨床検討会において、継続が必要との意見があり、健康管理調査の継続を決定

実施時期は、平成15年6月とし、事業の実施後5年を目途に全般的な検討を行う。